

令和2年度〔第4四半期〕随意契約の結果（500万円以上の工事、物品、委託）

農政水産部

(注)※1、※2の説明

表頭欄の「根拠法令」(※1)は、随意契約ができる場合について規定している地方自治法施行令第167条の2第1項の1号から9号のうち該当する号を記入し、2号の場合(性質又は目的が競争入札に適しないもの)については、「適用類型」(※2)に厳格な運用を図るために県が作成した7類型のうち該当するものを記入しています。

契約担当組織 の名称	事業名	契約内容	契約期間(履行期間) (物品購入契約は契約締結日)	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約とした具体的理由等	根拠 法令 ※1	適用 類型 ※2
農村振興課	令和2年度第2号滋賀 地区ため池豪雨調査 その1業務委託	ため池豪雨調査業務	令和2年8月25日 ~ 令和3年3月26日	滋賀県土地改良事業 団体連合会	7,700,000	本業務は、防災重点ため池を対象に、優先度や 地域の実情、周辺環境を踏まえつつ調査対象を 選定し、ため池所有者等との現地調査を踏まえ 「ため池現況機能チェックシート」を活用した豪雨 に対する機能評価を行うとともに、ため池ハザード マップデータから浸水想定区域内の家屋数等の 把握を行った上で、その結果をため池データベー スに入力するものであるが、本業務を遂行するた めには、ため池に関する実情等の各種データを 有するとともに、県内のため池の防災対策手法等 を熟知し関係市町との調整力を有している必要が ある。 当該相手方は、これまでから県が調査してきた各 種ため池のデータを管理する「ため池防災支援シ ステム」と調査に必要な「ため池ハザードマップ」 のデータを有するとともに、市町との深い信頼関 係を有し、ため池に関する専門技術を有する唯一 の団体であるため。	2	3イ